

事 務 連 絡
平成 28 年 5 月 13 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚 生 労 働 省
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老 健 局 振 興 課

「平成 28 年熊本地震」の発生に伴い医療機関に避難した
重度障害者等の生活支援について

平成 28 年熊本地震の発生に伴い、被災地等の医療機関においては、人工呼吸器等により生命を維持されている重度障害者等に対する、安全な生活の確保が必要である。

今般の地震による被害の重大さを踏まえ、人工呼吸器による生命維持や、特別なコミュニケーション支援等が必要な A L S 等の重度障害者の入院に係る生活の支援における障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）、及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の取扱いについては、下記のとおりとするのでご留意いただくとともに、都道府県におかれては、管内市区町村に対し周知の徹底をお願いします。

記

平成 28 年熊本地震の被災に伴い、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村において被災した障害者のうち、地震により医療機関に入院した A L S 等の重度障害者等の生活に係る支援については、避難先を居宅とみなし、別添の「平成 28 年熊本地震の発生に伴う重度障害者の入院に係る支援について」（平成 28 年 5 月 13 日保険局医療課事務連絡）を踏まえ、障害者総合支援法における居宅介護及び重度訪問介護（介護保険を利用している場合は、訪問介護を含む。）による生活に係る支援を行って差し支えない。

事務連絡
平成 28 年 5 月 13 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 28 年熊本地震の発生に伴う重度障害者の入院に係る支援について

平成 28 年熊本地震の発生に伴い、被災地の医療機関においては通常以上の患者を診療する等、緊急的な対応が行われているところである。

この中で、生活の支援に当たりコミュニケーションなど特別な技術が必要な重度障害者が、地震によりかかりつけの医療機関以外に入院するなどの場合があることを踏まえ、生活の支援に当たり特別な技術が必要な重度障害者の震災による入院中の生活の支援について、下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 今般の地震により被災し入院した重度の障害者であって、入院中の看護に当たりコミュニケーションなど特別な技術が必要な重度障害者（以下、「患者」という。）については、入院前から支援を行っており、当該患者のコミュニケーション技術や生活上の特性を熟知している支援者（以下、「支援者」という。）が、その入院中に付き添い、患者の生活に係る支援を実施して差し支えないこと。
2. 1 による支援は、保険医療機関の職員が、当該患者のコミュニケーション等の技術を習得するまでの間において行われるものであること。
3. 1 により支援が行われる場合においては、支援者は患者の生活に係る支援のみを行うものであり、当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は看護要員の看護力を補充するようなことはあってはならないこと。
4. 支援者は、1 による支援を行う場合は、当該保険医療機関の職員と十分に連携をとり、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿うよう努めること。
5. 保険医療機関は、1 により支援が行われる場合であっても、支援者の付添いを入院の要件とし、又は支援者に当該保険医療機関の看護の代替となるような行為を求めてはならないこと。

以上